

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	(第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	兵庫県多可郡多可町 (283657)
地域名 (地域内農業集落名)	中区 (牧野集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	52.1 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	46.6 ha
② 田の面積	49.8 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	2.3 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.1 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	9.0 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha

(備考)

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は耕地面積52.2haの内、約20%の10.2haが70歳以上の農業者が占める地域で、大きく下記2点の課題を抱えている。

①規模縮小/耕作中止を希望する農家が全体の48%を占め、その内95%が後継者未定もしくは不明となっており担い手不足が喫緊の課題

②一部ほ場整備されたものも含め、狭小な農地では機械化や規模拡大が図れない所も多く、保全農地から遊休農地化している。また水路等の農業用施設も老朽化が進み整備が必要である。

【集落の基礎データ】

・農家軒数 155軒 うち認定農業者1名

・主な作物 水稻(うるち米、酒造好適米、稲WCS)、黒大豆、ラベンダー、一般野菜

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

引き続き地域の特産である山田錦をはじめ酒造好適米を中心とした水稻作付により農業所得の安定と農地の活用を目指す。

またサツマイモやコスモス、ラベンダー等を作付することで遊休農地の有効活用を図るとともに、コスモス祭りを通じて地域住民の交流を深め、若年層にも積極的に働きかけることで地域内での後継者育成を図る。さらに現状の耕作者が営農を継続するが、今後ますます離農者の増加が予想されるため、担い手を中心に農地の集積/集約化を進めると共に、地域内外からもさらに農地を利用する耕作者を確保し、現担い手にも配慮しながら1名でも多くの志ある農業従事者を育てていく。

そのほか水路や獣害防止柵等の農業用施設については多面的機能支払交付金を活用し適宜修繕と維持管理を実施していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
当面は、現在の耕作者が営農を継続するが、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則として農地を機構に貸し付けしていく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	28.0	%	将来の目標とする集積率 41.4 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・将来的には近隣を耕作している中心経営体に農地を預けるほか、担い手同士も農地調整を行い集団化を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
・当面は、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には近隣を耕作している中心経営体に農地を預けるほか、担い手同士も農地調整を行い集積・集約を進める。また村外の入作を希望する認定農業者等の受入れを促進する。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
・中心経営体へ農地を集積する際には、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則として農地を機構に貸し付けしていく。	
(3)基盤整備事業への取組	
・担い手のニーズを踏まえ、水路の整備や機械化に取り組んでいく。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
・町やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農地の斡旋など相談から定着まで切れ目ない取組みを展開する。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組	
・まずは集落全体で対応できる方法を模索し、それでもカバーしきれない部分については費用対効果を勘案して検討する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①持続的な農業経営が行なえる様、集落全体で獣害防止柵の更なる拡大と保守対応を計画的に展開する。
⑦農業用施設については地域住民による保全活動を継続して実施する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作物等	経営面積	作業受託面積	経営作物等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稻、黒大豆	14.6 ha	- ha	水稻、黒大豆	21.6 ha	- ha	1	
利用者	B	水稻	3.0 ha	- ha	水稻	3.5 ha	- ha	2	
利用者	C	水稻、黒大豆	3.5 ha	- ha	水稻、黒大豆	4.0 ha	- ha	3	
利用者	D	水稻	1.5 ha	- ha	水稻	2.0 ha	- ha	4	
利用者	E	水稻	1.6 ha	- ha	水稻	2.1 ha	- ha	5	
利用者	区域内農地の利用者	水稻等	ha	ha		ha	ha	白地	
計	6経営体		24.2 ha	0.0 ha		33.2 ha	0.0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。